



あっせん・仲裁の費用は？

申立手数料 ● 申立人 10,500円

あっせん・仲裁申立時に支払っていただきます。特別の事情がある場合は減額または免除されることがあります。相手方が1回も出席しないまま手続きが終了したときは半額が返還されます。

成立手数料 ● 申立人・相手方 双方で負担

仲裁判断がなされた場合または和解が成立した場合に、仲裁判断書・和解契約書に示された解決額を基準として次の割合により、成立手数料を算定し、これを申立人と相手方で按分して支払っていただきます。申立人と相手方の負担割合は、あっせん・仲裁人が決めます。(別途消費費納が必要です)

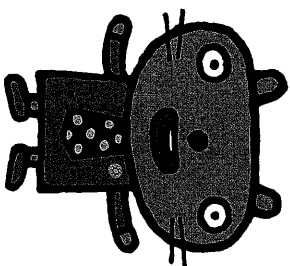
解決額	割合
100万円までの場合	8%×0.8
100万円を超え200万円までの場合	(5%+3万円)×0.8
200万円を超え500万円までの場合	(3%+7万円)×0.8
500万円を超え5,000万円までの場合	(2%+12万円)×0.8
5,000万円を超え1億円までの場合	(1%+62万円)×0.8
1億円を超える場合	(0.5%+112万円)×0.8

※千円未満は切り捨てる

※なお、特別の事情があるときは減額又は免除されることもありますので、あっせん・仲裁人にご相談下さい。

成立手数料早見表 (双方で負担する合計額)

解決額	成立手数料額
10万円	6,300円
30万円	19,950円
50万円	33,600円
100万円	67,200円
300万円	134,400円
500万円	184,800円
700万円	218,400円
1,000万円	268,800円
5,000万円	940,800円
1億円	1,360,800円



(2008年5月現在)

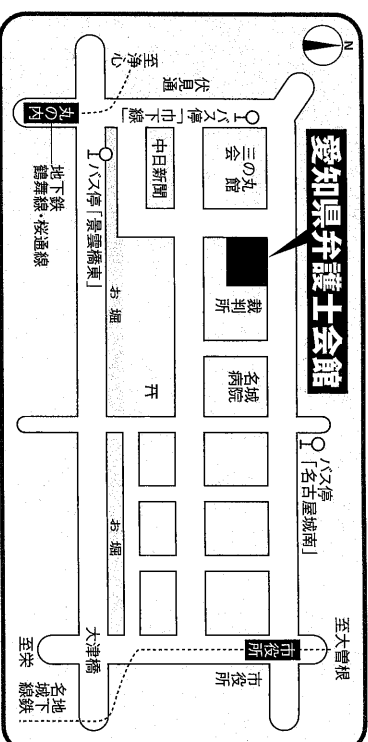
お問い合わせは

愛知県弁護士会 紛争解決センター

名古屋市中区三の丸一丁目4番2号 愛知県弁護士会館2F

8052(203)1777

受付時間 AM10:00～PM4:00(月～金)



●地下鉄 名城線「市役所」下車 西へ徒歩10分 ●地下鉄 鶴舞線・桜通線「丸の内」下車 北へ徒歩10分

愛知県弁護士会 紛争解決センター 西三河支部

岡崎市竜美二丁目1番12 やすらぎビル1F

80564(54)9449(代)

受付時間 AM10:00～PM4:00(月～金)

